

平成 29 年 9 月 7 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月7日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
10番	松本保	11番	榎戸陵友
12番	石黒充明		

欠席議員（1名）

9番 吉原一治

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘
検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	宮地利佳
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 本 政 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 正 則
学 校 教 育 課 指 導 主 事	蟹 江 敏 広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	相 川 博 運	主 幹	大 久 保 美 保
-------------	---------	-----	-----------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ち、吉原議員より欠席の申し出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願ひします。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしくお願ひいたします。

1. ゲリラ豪雨対策について考える。

近年、地球温暖化の影響により、日本の気候が亜熱帯化していることで、ゲリラ豪雨が頻繁に発生するようになりました。このゲリラ豪雨は、大気の状態不安定により、狭い地域で突発的に時間雨量が50ミリを超えるような豪雨が短時間に降る現象であり、洪水や土砂崩れなど自然災害を引き起こす要因となっています。

ことし7月には、九州北部豪雨が発生し、大きな被害や犠牲者が出ました。人的被害は36人、住宅の被害は一部損壊以上が計201棟、床上・床下浸水が計476棟です。被災者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

南知多町におきましても、いつこのようなゲリラ豪雨が発生し、大きな災害をもたら

すかかもしれません。今後、十分な対策が必要だと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町では、ゲリラ豪雨をどのように認識しているか。

2. 河川の氾濫や家屋の浸水など、災害発生時に地域住民への的確な災害情報や避難勧告を伝達する手段は整備されているか。また、同報系デジタル防災行政無線の戸別受信機（防災ラジオ）の普及率は現在どのぐらいか。

3. 避難勧告のタイミングにより被害が拡大することがあり、的確な判断が求められるが、どの程度の降水量や河川の増水で決定されるのか、本町では基準は徹底されているか。

4. 本町には、水防活動の重要な拠点となる水防倉庫はどこにあるのか。また、水防資機材にはどのようなものがあり、整備をされているのか。

5. 砂防対策として、急傾斜地の崩壊から町民等の生命を守るために、急傾斜地崩壊対策事業が実施されているが、今後の計画はどうか。

6. 南知多町地域防災計画に、未改修河川は可能な限り整備を促進すると記載されております。また、片名川流域は基盤整備未済地区であり、排水路が不備な上、農地の標高も高く、下流の集落の地盤も低いため、しばしば湛水による被害が見られる。その防止には、河川改修と相まって抜本的な対策が必要であるとしている。町当局は今後、計画をどのように考えているか。

7. ため池は、農業用水の水源のほかに、洪水の調整機能を持ち合わせた重要な施設であります。町の管理するため池は何カ所あるか。また、未整備のため池は何カ所あるか。今後の整備計画はどうか。

8. 決壊した場合、人家や公共施設に甚大な被害が及ぶおそれのあるため池を防災重点ため池というが、何カ所あるか。その整備状況はどうか。今後の整備計画はどうか。

9. 大井地区には、ため池が多くあるが、今後整備を考えているものはあるか。

10. 山田池から山庄水産に至る国道沿いの側溝及び海に抜ける用水路が、豪雨の際、機能がしなくなり沼ってしまうため、以前より改善の要望をしているが、どのように考えているか。最近、大型店舗がふえ、多くの住民が行き来するので、事故が発生する前に改良したほうが良いと思うがいかがか。

11. 南知多町地域防災計画の現況では、大井川は地域排水河川として日常生活に密接な影響を与えている。また、伊勢湾台風による高潮の被害を受けて、逐次河川改修を行

っているが、河川の土質は大部分が水成岩系で、風化しやすく、土砂の流出が激しい。このため、治山、治水対策事業にも取り組んだが、今後も引き続き河川の管理を徹底する必要があるとしています。現在、整備計画はあるか。

以上で壇上での質問を終わります。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1. ゲリラ豪雨対策について考えるの御質問のうち、1-1から1-4までは私、総務部長から、1-5から1-11までは建設経済部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1、本町ではゲリラ豪雨をどのように認識しているのかについて答弁をさせていただきます。

ゲリラ豪雨につきましては、局地的に急で非常に強い降雨をもたらし、河川の氾濫や土砂崩れ、低い土地の浸水を招くなど、災害に結びつくおそれのある自然現象だと認識をしております。災害をもたらすおそれがあることから、十分な警戒が必要となっております。

ゲリラ豪雨の発生の予測は現状では困難であると言われておりますが、少しでも多くの情報を収集し、住民に対しまして迅速な情報提供を行うことが必要であると考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ゲリラ豪雨は、正式な気象用語ではなくて、マスコミなどで主に集中豪雨のかわりとして使われている言葉であります。

近年、地球温暖化で気温が上がると、海水温も上昇し、空気に含まれる水蒸気の量が増加をし、普通の雨が豪雨に変わりやすい状態となっております。

気象庁の統計によりますと、全国で降水量が1時間に50ミリ以上だった回数は、1976年から1985年の10年間で平均173回、そして最近の2007年から2016年の平均は232回とい

うことで、この30年間の間に30%以上もふえたこととなります。今世紀末には、現在の1.65倍に上るおそれがあるとも予想されています。大きな災害になる可能性がありますので、十分注意をする必要があると思います。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-2、河川の氾濫や家屋の浸水など災害発生時に、地域住民への確な災害情報や避難勧告を伝達する手段は整備されているか。また、同報系デジタル防災行政無線の戸別受信機（防災ラジオ）の普及率は現在どのぐらいかにつきまして答弁をさせていただきます。

町におきましては、地域住民への災害情報や避難勧告等を伝達する手段といたしましては、防災行政無線や戸別受信機（防災ラジオ）、離島におけるエリアトーク、町のホームページやメールサービス、町広報車の巡回などが挙げられます。

また、ケーブルテレビでのデータ放送や、避難所開設、避難勧告発令状況などの情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど放送局等のメディアに対して、迅速かつ効率的に伝達することができるLアラート（災害情報共有システム）を使用した情報提供の手段もございます。

なお、戸別受信機（防災ラジオ）の普及状況につきましては、平成29年8月時点で約19%でございます。

また、篠島、日間賀島の情報伝達手段でございますエリアトークを含めると、戸別受信機といたしましては、約32%となっております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

19%というのは大変低い数字だと思いますので、もう少し努力をしていただきたいと思います。地域住民への的確な防災情報や避難勧告が大変重要なことですので、スピーディーに行えるように、ぜひ100%になるように努力をしていただきたいと思います。

3番お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-3、避難勧告のタイミングにより被害が拡大することがあり、的確な判断が求められるが、どの程度の降水量や河川の増水で決定されるのか、本町では基準は徹底されているかについて答弁をさせていただきます。

南知多町におきましては、現在のところ避難勧告等の判断基準が定まっていないため、気象台や県に相談しながら作成中の状況でございます。

避難勧告等の判断基準につきましては、内閣府が避難勧告等に関するガイドラインを作成しておりまして、基本的な考え方として基準の設定例が示されております。このガイドラインでは、判断基準の例として、気象庁の発表する情報を挙げております。例えば土砂災害の場合、降った雨による土砂災害危険度を把握するための指標であります土壌雨量指数に基づき危険度の高まりを表示する土砂災害警戒判定メッシュ情報を、避難勧告等の発令の基準として示しております。また、水害の場合、本町にはございませんが、規模の大きい河川については、河川の水位に基づき国や県が発表する危険度の情報を基準にする例が示されております。

今後は、内閣府のガイドラインに沿った内容で、判断基準の設定を進めていきたいと考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

まだ基準が設定されていないということでございますけれども、この南知多町の地域防災計画の19ページを見ますと、町は土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとなっております。早くしていただきたいと思っております。

そして、ことしの広報「みなみちた」9月1日号を見ますと、やはり特別警戒の指標ということで、48時間降水量は378ミリ、3時間降水量が138ミリ、先ほどの土壌雨量指数が245ということで、町のほうがこのような50年に1度の値ということで載っており

ます。こういったものも参考にして、住民の安心・安全のために努力をしていただきたいと思います。

河川の増水は予想が困難だと言われております。およそ10分ほどでも水位が上昇し、氾濫寸前になると言われています。大きな災害に至ったケースもございます。町当局がより一層の避難勧告のタイミングの基準を取り決めていただいて、住民に情報を伝達し、一人でも犠牲者が出ないようにしていただくようお願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-4、本町には、水防活動の重要な拠点となる水防倉庫はどこにあるのか。また、水防資機材にはどのようなものがあり、整備されているのかについて答弁をさせていただきます。

水防倉庫とは、水害の発生警戒や防止活動に必要な器具や資材を保管する倉庫でございます。本町の水防倉庫といたしましては、防災倉庫を兼ねて、水防資機材も収容する倉庫として、役場本庁敷地や、災害発生時に各地区の拠点基地となります内海中学校、総合体育館、師崎中学校、篠島中学校、日間賀小学校に設置してございます。

主な水防資機材といたしましては、スコップ、土のう袋、防水シート、ロープなどがあり、定期的に確認を行っております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま、水防倉庫がまだできていない、兼用しているということですがけれども、これもこの南知多町地域防災計画の40ページを見ますと、水防活動の重要な拠点となる水防倉庫については、より迅速・適確な対応ができるよう新たに設置計画を進めるとともに、水防倉庫の拡充整備を図り、活動に必要なくい木などとなっております。新たな設置計画、こういったものは考えていないんですか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

新たな水防倉庫の設置ということではありますが、防災計画には設置をするようにと書いてございますが、現在、先ほど部長が答弁いたしましたように、各地区の拠点に防災倉庫を兼ねて、その中に水防に必要と思われる機材を現在配備しております。ですので、新たに設置するというのは、防災計画には書いてありますが、今のところそちらのほうで兼用して使っていきたいと考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

我が町は大きな河川が少ないということで、こういった水防の危機はなかなかみんなが関心を持たないような気がするんですが、ぜひ一度考えていただきたいと思います。

次、5番お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1－5、砂防対策として、急傾斜地の崩壊から町民等の生命を守るために、急傾斜地崩壊対策事業が実施されているが、今後の計画はどうかにつきまして答弁させていただきます。

急傾斜地崩壊対策事業は愛知県が実施する事業であり、現在町内5つの区域で事業を実施しております。

まず1つ目、内海内田区域は、一部の附属工事を除いて、昨年度にほぼ事業完了しており、残りはフェンス工事、排水工事などです。

次に2つ目、山海間草区域ののり面補修工事は、平成28年度に工事着手し、平成32年度に工事完了する見込みです。

次に3つ目、山海向山区域の整備については、津波一時避難場所に指定されている場所も含んでおりますので、優先して整備を進めております。平成28年度に調査を開始し、現在、地主の同意をとっているところでございます。平成31年度に工事着手の予定で、平成34年度に工事完了する見込みとなっております。

次に4つ目、豊浜初神区域ののり面補修工事は、平成28年度に予備設計を行っており

ます。

最後に5つ目、片名於更区域の擁壁等補修工事は、平成28年度に事業説明会を実施し、地主の同意をとり、地質調査と詳細設計を行っております。

以上が、現在計画されている事業となります。

この区域以外について、地元からの要望は特にございせんが、危険と判断される箇所が発見され次第、県へ事業実施を要望してまいります。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

現在は5カ所を検討しているということでございますけれども、大体年間に幾らぐらい、県の仕事ですので余り質問してはいけないと思っておりますけれども、どのぐらいの予算で幾つぐらいの仕事をされるのかというのを、大体平均的な感じでちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

急傾斜事業の実施額ですが、平均の金額につきましてはただいま資料等は持っておりませんが、28年度決算ベースでいきますと、4地区におきまして、事業費6,194万4,000円、負担金といたしまして412万9,000円を支出しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今後とも急傾斜地崩壊対策事業、県のほうにお願いをして、危険な区域が少なくなるように実施していただきたいと思っております。

6番お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問 1 - 6、片名川及びその流域の今後の整備計画をどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

片名川は、昭和49年に河川指定された町管理の準用河川であり、指定から40年以上が経過しております。

河川及び排水計画につきましては、昭和57年度に一度計画されていますが、河川として整備すると、集落部の河川断面が大幅に広がり、多数の民家の移転、用地買収が必要であるという結果になっております。

御質問にあります今後の計画につきましては、河川改修整備としての計画は実現性が低いため、町としましては、堆積した土砂のしゅんせつを定期的に行うこと、河川から側溝への逆流防止策を検討すること、また高潮時においては、地元消防団と連携し、樋門操作による樋門の開閉で水位調整を行うなど、水害防止に努めてまいります。

さらに、議員がおっしゃる抜本的な対策については、地元住民と協議を重ねながら、実現可能な対策を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いろいろと協議を重ねていただきたいと思います。

この南知多町地域防災計画の中の17ページを見ますと、農地防災対策という第4節のところに、現況として片名川流域ということで、この地域は基盤整備未済地区であり、排水路が不備な上、農地の標高も低く、しばしば湛水による被害が見られるとしております。基盤整備未済地区でございます。

そして、片名川流域ということで、湛水防除事業のところを見ますと、河口部には高潮防止対策として旭川樋門及び片名川樋門、下流部には湛水防止対策としての樋門が整備をされている。しかし、下流の集落の地盤が低いため、湛水による被害の防止には河川改修と相まって抜本的な対策が必要であると、このように書いてあります。

この地域は基盤整備未済地区であり、そして河川改修と相まって抜本的な対策が必要であると、大変町にとって重い、責任のある表記がされております。真摯に受けとめていただくことを御指摘いたしまして、次、7番お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-7、町の管理するため池は何カ所あるか、また未整備のため池は何カ所あるか、今後の整備計画はどうかと、御質問1-8、決壊した場合、人家や公共施設に甚大な被害が及ぶおそれのある防災重点ため池は何カ所あるか、その整備状況はどうか、今後の整備計画はどうかにつきましては、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

現在、町の管理するため池は77カ所あります。

未整備のため池の数につきましては、決壊した場合、人家や公共施設に甚大な被害が及ぶおそれのある防災重点ため池に該当する可能性が見込まれた、ため池39カ所について堤体の耐震診断を実施しましたが、被害想定が少ない、それ以外の38カ所のため池につきましては、現在耐震診断を実施しておりませんので、整備の必要、不必要の判断が付きません。そのため、未整備のため池の数につきましては、現在把握できておりません。

また、今後の整備計画につきましては、まず人家や公共施設に甚大な被害が及ぶおそれのある防災重点ため池を優先的に整備していく予定であり、堤体の耐震診断を実施した39カ所のため池のうち、浸水域が人家や公共施設のある場所まで到達しない6カ所を除いた33カ所のため池を防災重点ため池としております。

そのうち、平成25年度より愛知県において実施されました、ため池堤体の耐震診断で「健全度が低い」「やや低い」と評価された21カ所の防災重点ため池について、下流域への影響などから優先順位を検討し、堤体の補強等の対策を実施しております。

防災重点ため池の整備実績といたしましては、平成25年度から平成28年度の4年間で、愛知県の単独補助事業であります老朽ため池整備事業において、山海高座池の整備が完了しております。

また、今後の整備計画につきましては、今年度から平成32年度の4年間で、愛知県が実施します防災ダム事業により、大井中根池の整備を実施する予定となっております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

まだ未整備のため池があるということでございますので、そちらのほうもちょっと調査をして、診断をしていただきたいと思います。

そして、重点ため池ですけれども、33個あって、その中の9個が健全度評価が低いということでありまして、大井には中根池と上苗代池、そして銭亀池という3つ低いがあります。この場で整備をお願いしようと思っておりましたが、既にしてあるということで、ぜひやっていただきたいと思います。

この中根池は、下の水田から見上げるような高さがあります。それで大変広い池でございます、私ども青少年を育てる会で、子供たちがここで稲作体験といって春の田植え、そして秋の稲刈りとやります。その中で大変危険な状況になっております。ぜひ直していただきたいなあと、よろしく願いをいたします。

次、9番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-9、大井地区にはため池が多くあるが、今後整備を考えているものはあるかにつきまして答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、大井地区のため池は全部で19カ所あり、そのうち防災重点ため池は4カ所となっております。この防災重点ため池4カ所のうち、中根池、上苗代池、銭亀池の3カ所の防災重点ため池で健全度が低いと評価されており、御質問1-8で答弁しましたとおり、中根池を本年度整備する予定となっております。以上でございます。

○11番（榎戸陵友君）

10番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-10、山田池から山庄水産に至る国道沿いの側溝及び用水路が、豪雨の際に機能しなくなるがどう考えているか、改良したほうがいいと思うがいかにかにつきまして答弁させていただきます。

大井字五郎ケ奥の国道沿いにある山田池及び字山田地内の山側の排水は、国道の西側の側溝を流れて、途中国道を横断する口径600ミリの排水管に分岐して、山田川に流れています。

この排水は、集中豪雨のとき、側溝から横断排水管への分岐点であふれてしまい、字浜辺地内の国道側溝や道路面にあふれ出て、道路冠水を起こしているということをお聞きしております。

町としましては、現在愛知県職員と一緒に、現場立ち会いを行っており、改善策を協議しているところでございます。

この道路冠水の対策案としては、まず山田川に流れる横断排水管に分岐する箇所に集水ますを設置することで、山庄水産協の用水路への雨水の流入を減らすこと。もう一つは、字浜辺地内の国道側溝の土砂しゅんせつをすることが考えられます。

なお、施設改良や修繕につきましては、愛知県が事業主体となるため、この2つについて、愛知県と協議しながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

前向きな答弁、ありがとうございます。

本当にこの国道沿いの側溝は、山田池、五郎ケ奥から直接流れ込む、本当に詰まりやすい、また水量も多い、その割に狭いもので、以前から苦慮しているところであります。また海に抜ける、先ほども言いましたように道を横断する用水、そこも改良していただきたいと思えます。

以前より山庄水産からもいろいろと頼まれておりますけれども、この地域の人たちもやはり雨が降ると不安で仕方がないというふうにおっしゃっております。お願いしたいと思えます。

そして、今現在この一帯では、ココカラファインとかコメリとか、あるいはヤナギとか大変大型店が並んで駐車場も広く、多くの方々が集まるようになってまいりました。

先日の海っ子バスの考える会でも、この地域の前にバス停を1つ設けてくれというようなことがありました。老人の皆さん、お年寄りの皆さんもたくさん集まるということ

で、ぜひにも進めていただいて、安心・安全な地域にさせていただくようお願いをいたします。

次、11番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-11、大井川において、現在、整備計画はあるかにつきまして答弁させていただきます。

大井川は、片名川と同じく昭和49年に河川指定された町管理の準用河川であり、河川及び排水計画につきましては、片名川と同じく昭和57年度に改修計画を策定しております。

大井川につきましては、その改修計画や区画整理事業により、市街地内の河川改修はほとんど終わっており、新たな整備計画はございません。

現在は、改修の必要のない区間において、老朽化や洗掘防止のための護岸の修繕を行っており、平成30年度に港橋から河口側において護岸の修繕を予定しております。

今後も限られた予算の中ですが、引き続き河川管理を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井の町なかを通り抜ける大井川は、地域排水河川として日常生活に密接な影響を与えている貴重な川でございます。ひとたび氾濫すれば、大井の町なか、西園、山ノ手、堰口、山ノ下、丘ノ下、北側、真向、そういった地区が一遍に浸水をしてしまいます。

昭和49年の豪雨でも多くの家が床下浸水をいたしました。町では、それからいろいろと改修や整備を重ねていただいて、現在に至っております。

最近では、橋の強度を上げる改修工事もしていただきました。大変感謝をしております。しかしながら、ここにあります高潮・大雨浸水被害ハザードマップとありますが、これを見ますと、河川注意箇所ということで、2カ所、山ノ手川と大井川のところに線が引いてあります。これはどういうことで引かれているのか、また今後の整備の計

画はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

御質問にありました山ノ手川、大井川の改修の関係でございますが、議員のおっしゃられたハザードマップのほうでも注意喚起はされておるといってございまして、今後大井川の改修も行います。また、それにあわせて山ノ手川の改修とか、そのあたりの改修も考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先日、私も現場を見てまいりました。大変やはり川幅が狭い、この線のところは。そして、山ノ手川のほうではもう上のほうに行くと、山の土手がそのまま、川にはコンクリートが打ってなくて、そのままになっておまして、土砂も一緒に流れてくるような気配になっております。

また、民家もありますけれども、民家の裏手にはフェンスもないし、ガードパイプもないし、大変危険な状態になっております。ぜひ、整備をしていただきたいと思っております。

それから、ここに避難所一覧というのがあるんですけれども、大井小学校と大井公民館、師崎サービスセンターとなっております。しかしながら大井小学校に行くには、この大井川を渡っていかなくてはなりません。この大井小学校に行く川にかかっている橋、大井橋ですけれども、これは大変古いような気がして仕方がないんですけれども、こちらのほうの耐震ですかね、ちょっと一回やっていただきたいなあと思っておりますが、既に耐震はされて、強度はよろしいのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

大井橋の改修計画等につきましては、ただいま資料等を持っておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしく願いをいたします。

そしてもう一つ、大井川のもとになるところに西田面池という池もあります。こちらのほうも氾濫しますと、大井川に一遍に水が流れて、大井のまちが浸水をしてしまう危険性もあります。こちらのほうの池の耐震強度はどのようになっていますか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

大井の西田面の池の関係でございますが、大井の区画整理事業を行った際に、あわせて西田面池も整備を完了しておりますので、現在のところ、良好な状態だと考えております。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほども前段のほうで言いましたけれども、この南知多町、大変水害に対しては余り整備をされていないような気がいたします。どうか、町当局も真剣に取り組んでいただきたいなあと、このように思います。

さて、本日はゲリラ豪雨について質問をさせていただきました。

近年、地球温暖化の影響で雨のもとになる大気中の水蒸気がふえて、局地的な豪雨の発生頻度は増加傾向にあり、ここ10年間には30%以上もふえました。

しかしながら、大きな被害をもたらす豪雨の発生を予測するのは現状では非常に難しいということです。

そこで、ここでは気象庁のホームページで高解像度降水ナウキャストなどを小まめにチェックしたり、また天気予報とあわせて雲の動きにも注意をし、豪雨被害に備えることが必要であると考えます。

また、町当局にはハード面としてため池や河川、急傾斜、また避難所の早急な整備を、そしてソフト面では住民への災害の情報の伝達、周知や的確な避難指示、防災訓練に努

力を努めていただきたいと思います。

この南知多町を住民が安心・安全に暮らせる明るい町にしていかなければならないと考えます。我々議員も、町当局とともに、精いっぱい努力をしまいる所存でございますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は10時30分までといたします。

〔 休憩 10時14分 〕

〔 再開 10時30分 〕

○議長（藤井満久君）

皆さんおそろいですので、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで、建設経済部長より発言の申し出がありましたので許可します。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

済みません、先ほどの答弁につきまして、追加と少し修正のほうをお願いしたいと思います。

まず大井橋につきましては、平成28年度に耐震化・老朽化工事を行っており、改修済みとなっております。

それから、西田面池につきましては、先ほど区画整理事業にあわせてということで答弁させていただきましたが、調整機能を持たせるための余水吐きの工事を別に行っております。以上でございます。どうも申しわけございませんでした。

○議長（藤井満久君）

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

南海トラフ大地震への備えについて。

2011年3月11日に発生した東日本大震災。想定外とも言われる大津波により、各地で人命にも多大な被害をもたらしました。

2013年、内閣府の発表により私たちの住む南知多町は、南海トラフの連動による被害

想定が人口の1割以上と発表され、現在も命を守るための訓練を展開しています。

その後、2014年3月、政府の中央防災会議が南海トラフ防災対策推進基本計画による適切な対応により、犠牲者を80%減らすことを目標に掲げ、津波避難対策特別強化地域として、愛知県では豊橋市、田原市に並び、南知多町も指定を受けました。これにより、国からの補助率も引き上げられ、津波避難施設の整備を進め、住民の安全を図るものがあります。

内海地区でも犠牲者ゼロを目指し、2012年まちづくり協議会の中に防災部会を立ち上げて、小・中学校、保育所と合同での避難訓練、2013年には観光客の安全確保のために、内海海岸津波避難訓練を実践してまいりました。ことし5回目を迎え、小・中高生、観光業者、役場、消防、地域を挙げての訓練ができました。

昨年より、小・中学校での防災授業も実践し、子供のころから防災意識を高めるための活動も行っています。

そこで以下の質問です。

1-1. 政府の中央防災会議の結果を受け、本町でも減災への取り組みを進めていると思われるが、南知多町の努力目標を数値でどのように設定しているか。

1-2. 津波避難対策特別強化地域への指定により実施された避難所対策事例及び今後の取り組み事例はどのようなものか。

1-3. 小・中学校、保育所と合同の避難訓練で避難先となる林之峯避難場所は、住民及び観光客も避難を予定している場所であり、町の避難想定人数をはるかに超えていると考えられる。人が狭い山道に押し寄せたり、山道の入り口にある山肌が切り立っている現状から、地震による崩落及び倒木の危険性は大きい。

平成25年8月には、安全確保に向けての崩落防止の要請書を、各学校長、区長会代表の連名により提出しているが、現在の取り組みはどのようなものか。

林之峯避難場所以外の町内の避難場所についても、安全確保にどのような対応で臨んでいるのか。

1-4. 身の安全を図るためにより早い避難を求められるが、高齢化社会の中、歩いたる避難に支障を来す人がふえてきているのも現実です。車での避難も選択肢に入れる必要があると思うが、町の考えはどうか。

大きい2番、二次避難所の運営について。

津波警報が解除されたら、各地区の二次避難所へ移動し、家へ帰ることができない人

たちの避難所生活が始まります。その後の余震に対しての安全の確保と同時に、制限された中でも最低限の快適さは必要と思われます。水、食料の確保、居住スペース、その他観光客等の帰宅困難者への配慮も必要です。しかし、避難所で一番求められるのが安全性と思われます。

そこで以下の質問です。

2-1. 防災マップには、内海地区の二次避難所として5カ所表示してありますが、西端区公民館以外の内海小学校、内海中学校、内海保育所、内海サービスセンターは、海拔が低く安全性が確保できないと思われるが、避難所指定に関する町の考えはどうか。

2-2. 安全性を考えたとき、県立内海高校を含めた一帯がよりよい二次避難所になり得るとと思われる。消防施設、JAの知多南部花きセンター、福祉施設大地の丘も隣接しており、南知多インターもすぐ近くにある。諸条件を勘案した中、現時点でベストと思われるが、町の考えはどうか。

2-3. 内海海岸津波避難訓練では、町民グラウンドへの避難を想定しているが、真夏の発災を想定した場合、相当数（数千人）の避難者が集まる可能性がある。その人たちは、状況によっては帰宅困難者であり、自治体の責任としてどのような対応を考えているか。

2-4. 地域の拠点設備として新設された内海防災センターですが、備品、支援物資の配備はいまだ調べていません。飲料水、非常食、毛布、ストーブ等、最低限の備えは即必要と思われますが、今後の対応はどのように考えているか。

2-5. 近年、町医者の激減により災害時の医療体制も特定の病院に集中すると思われるが、町としてどのような対策を考えているか。

大きい3番、復興に向けて。

起きてしまったことを悔やむより、一日も早く復旧から復興に向けての活動こそが、自治体の手腕の見せどころと思われる。瓦れきの収集、処分等では、収集時に既にマニュアルどおり分別して集めていた自治体や、とにかく早く集めればよいと混在したまま集めた自治体と、東北の自治体でも明暗が分かれていました。

1年たっても片づかず、においも処理費用も桁違いだったそうです。BCP（事業継続計画）を御存じだと思いますが、各自治体も復興に向けて前向きに取り組んでいると思われます。

そこで以下の質問です。

3-1. BCPについて、災害後を見据えて事前に取り組んでいること、今後の予定も含めてどのように考えているか。

3-2. 復興の中で住民の仮の家としての仮設住宅は、各地区で何軒を予定しているか。建設予定地は確保できているのか。

3-3. ボランティアの活動は、復旧・復興に向けての大きな力であります。その受け入れは社会福祉協議会と聞いておりますが、町としての協力体制はどのように考えているのか。

3-4. 自治体の活動は公助と思われがちですが、国、県からの支援を受けなくても、みずから立ち上がり復興に向けて住民一丸となって進んでいく姿は、ある意味自助の姿と同じだと思う。職員と住民が一体になり、より早い復興に向けて立ち向かう協働の力が、今こそ必要だと思われまます。住民の意見を取り入れ、防災を加速させるためにも、合同の防災準備委員会、仮の名前ですが、を立ち上げる考えはあるか。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては自席にて行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問の1、南海トラフ大地震の備えについての1-1、政府の中央防災会議の結果を受け、本町でも減災への取り組みを進めていると思われるが、南知多町の努力目標を数値でどのように設定しているのかについて答弁をさせていただきます。

平成24年の中央防災会議の結果を受け、平成26年に愛知県防災会議において公表されました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果における本町の被害想定は、理論上最大想定モデルで、最大震度7、最大津波高9.5メートル、浸水深1センチ以上の浸水面積416ヘクタール、建物被害は最大約8,700棟、死者数は最大約1,800人と予測されております。

本町におきましては、減災への取り組みに関する努力目標に関しまして、数値では示しておりませんが、地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づけていくことが究極的な目標だと考えております。

そのために、これまで各世帯へ津波防災マップや災害・避難カードの配付、防災ラジオの整備・普及、補助金による自主防災組織への活動支援、警察や病院等関係機関との

連携訓練の実施などの取り組みを行ってきております。今後は、愛知県の第3次あいち地震対策アクションプランを参考に、防災減災対策についての行動計画を取りまとめるとともに、重点項目については、その進捗状況をホームページ等での公表に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

それでは、次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-2、津波避難対策特別強化地域への指定により実施された避難所対策事例及び今後の取り組み事例はどのようなものかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町は、平成26年3月に国から南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定をされました。この指定によりまして、避難場所や避難経路の整備に当たっては、要件に合致する事業については国の交付金がかさ上げされる特例を利用できることになりました。

この特例を利用できる要件といたしましては、津波避難計画に位置づけられていること、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保が主目的であること、津波からの避難場所または当該避難場所までの避難経路の整備であること、避難場所や避難経路の整備が不十分なため、迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区での避難の用に供するものであることが上げられておりますが、津波避難対策緊急事業計画に係る主務大臣の定める基準に合う事業の検討に時間を要したことから、これまでにこの特例を利用した事例はございません。

現在におきましては、対象事業として、容量不足の避難場所の解消のため、交付金のかさ上げの特例の対象となる避難場所の新規整備につきまして、平成30年度の事業実施に向けて事務を進めている状況でございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

それにつきまして、今の検討中でも結構ですが、何か計画があれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

ただいま部長の申し上げました平成30年度の事業実施に向けて取り組んでいる事業としましては、師崎地区におきまして、この津波避難強化地域に指定されたことによって、2分の1から3分の2のかさ上げの対象になる事業の計画を進めておるところでございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-3、林之峯避難場所について、安全確保に向けて崩落防止工事の要請書を各学校長、区長会代表の連名により提出しているが、現在の取り組みはどうなっているのか、林之峯避難場所以外の町内の避難場所についても、安全確保についてどのような対応で臨んでいるのかについて答弁をさせていただきます。

林之峯の避難場所に係る安全確保の取り組みにつきましては、平成24年度に地元からの要望を機に、治山事業を所管する県の知多農林水産事務所へ対策の要望を継続して行っておりますが、保全対象区域に人家もなく町道のみのため、優先順位は高くなく、いまだ県事業に採択されておられません。

町単独での事業実施の場合に財政負担が大きいこと、また町が津波避難対策特別強化地域に指定されている点を踏まえまして、引き続き県に対して採択基準の拡充も含め、

要望を続けてまいります。

林之峯以外での安全確保の対応につきましては、避難場所に向かう経路の安全確保のため、地元要望に応じて舗装整備や防護柵の設置を行っており、今後も地元要望を考慮しながら安全確保対策を実施していく考えでございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

1-1、1-2、1-3に関しましては、関連もありますので質問させていただきます。

1-1では、人的被害をゼロに目標に掲げる、これは大変うれしい回答でございますが、それに向けて今の林之峯の避難場所、これは質問でもありましたが、小学校、中学校、保育所、そして地域住民、観光客も相当数が押し寄せるはずでございます。そういったところで、過去にも台風とかいろんところで落石、倒木、いろいろあります。ましてや、保育所の子供たちが行ったときに、乳母車も上がっていかうとしたときに、それをよけて通るということは、仮にできたとしてもその千五、六百人の人が行った場合、入り口のところで滞留といいますかパニックになるようなこともあります。これは、一般の崩落防止事業とは切り離して、防災、命を守るためのということで、何か特別な対応があれば教えていただきたいのですが。

○議長（藤井満久君）

ここで、服部議員に伝えておきます。

一問一答形式で順番に行っておりますので、1番、2番、3番、順番に済んだ後にまた逆戻って、1番、2番、3番という質問は今後控えてください。

○7番（服部光男君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

ただいまの御質問に対します回答でございますが、町が事業を実施する場合にまず考えることは、いかに町の負担を少なく事業実施ができるかということになります。言い

かえれば、事業実施に当たりまして有利な国、県の補助金はないかということでございます。

そうした点から、まず町におきましては、今回の件でございますが、津波避難対策特別強化地域の指定による国のかさ上げ事業実施の可能性を考えるわけでございますが、国の考え方といたしましては、津波浸水想定区域外に避難ができる場所がある場合は、補助対象外という考えがございます。

町の津波避難計画では、内海中学校周辺の先苧地区でございますが、こちらは津波浸水想定区域には入っておらず、当然その裏山の林之峯もその区域外となります。

内海中学校付近まで避難できれば、津波から避難できたということになりまして、先ほど申し上げました国の考え方からいたしますと、この国の補助金の補助対象外ということになります。

次に考えますのは、県事業、県の補助事業になりますが、これは先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

最後に、町の単独事業としての実施でございますが、現在は避難場所に向かう避難路、避難経路への対策は、舗装整備、防護柵の設置として、地元の土木要望で実施しておりますが、林之峯のこの対策事業は事業費が高額になるということが見込まれます。また、先ほど申しました津波浸水想定区域外であることで、現時点におきましては早急な対応は難しいという状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-4、車での避難も選択肢に入れる必要があると思うが、町の考え方はどうかについて答弁をさせていただきます。

平成27年9月に策定した南知多町津波避難計画では、津波からの避難は原則として徒

歩によるものとしております。これは、避難車両の集中によって渋滞が発生し、避難が
おくれる可能性があることや、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げになるお
それがあることから、津波からの避難に際しましては徒歩での避難をお願いしている
というものでございます。

こうした点から、高齢者や身体障害者など歩行による避難が難しい要配慮者につつま
しては、地域の方々の御協力をお願いしたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

県のほうといいますか、防災対策推進検討会議というのがございまして、この中に自
動車で安全かつ確実に避難できる方策というのがありました。その中の資料としまして、
東日本大震災で車の避難を行った方が57%に上ったそうです。地域でもやはり高齢者等、
車でないと避難できない方も当然おられますので、そういったことを地域住民と一緒に
なってまた検討することも、町として一緒になってやっていただきたいとも思います。

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問の2、二次避難所の運営についての御質問のうち、2-1から2-
4までは私、総務部長から、2-5は厚生部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問2-1、内海小学校、内海中学校、内海保育所、内海サービスセン
ターは、海拔が低く安全性が確保できないと思われるが、避難所指定に関する町の考え
方はどうかについて答弁をさせていただきます。

避難所は被災した町民が一定期間滞在する場であることから、円滑な救援・支援活動
を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、町民に身近な学校や公民館等の公
共施設を指定しております。

平成27年3月に作成いたしました津波災害に係る防災マップでは、平成26年5月に愛
知県防災会議において公表されました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予

測調査における理論上最大想定モデルでの津波浸水想定区域を表示しております。

内海地区では、理論上最大想定モデルでの津波浸水想定区域外に位置し、耐震基準を満たす施設が、内海保育所、内海中学校、西端区公民館の3カ所が該当しております。

一方、津波浸水想定区域内に所在したり耐震基準を満たさない施設についても、被災状況を踏まえ安全性を検証の上、避難所として利用する施設として、内海小学校、町公民館内海分館、こちら内海サービスセンターでございますが、こちらの2カ所が該当しております。

これらの施設は、地震・津波災害時において、津波浸水想定区域内に所在していても、避難状況によっては避難所での収容が困難な状況が考えられることから、収容スペースを補うために、一定の安全性の確保が図られていることを条件に、避難所として利用する施設として指定しております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-2、安全性を考えたとき、県立内海高校を含めた一帯がよりよい二次避難所になり得ると思われる。消防施設、JAの知多南部花きセンター、福祉施設大地の丘も隣接しており、南知多インターもすぐ近くにある。諸条件を勘案した中、現時点ではベストと思われるが、町の考え方はどうかについて答弁をさせていただきます。

県立内海高校周辺は津波浸水の想定区域外であり、また南知多道路のインターチェンジに近いことから、物資の搬送に有利な地域であり、防災上安全性は高く、支援を受けるのに適した地域であると考えられます。

現在、町では社会福祉法人あぐりす実の会との間で、社会福祉施設大地の丘を災害時の災害弱者の避難施設として利用することに関する協定を締結しております。

一方、県立内海高校やJAの知多南部花きセンターについては、特段の協力体制は構築しておりません。

今後は、避難所や支援物資の保管場所など、それぞれの施設の特性に加え、町における避難所対策や支援を受ける体制を考慮しながら、災害時に利用させていただけるよう検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

大いに検討していただきたいということですが、私たちは東日本大震災で想定外という言葉が嫌ほど聞かされております。それはやはり、ここなら安全だろうというところへ津波が押し寄せて、避難所で亡くなった方もたくさんお見えになったということです。

今、私の質問の中にもありましたように、内海高校、JA、やはりJAにしてみると相当大きな倉庫といいますか収容力もあります。リフトもあります。そういったことも含めて拠点にするには大変ふさわしいと思います。ぜひ、内海高校への働きかけ、県への働きかけ及びJAの施設を町内全域で使えるような形も含めて、町のほうで一緒になって検討していただきたいと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-3、真夏の発災を想定した場合、相当数（数千人）の避難者が集まる可能性がある。その人たちは、状況によっては帰宅困難者であり、自治体の責任としてどのような対応を考えているかにつきまして答弁をさせていただきます。

津波一時避難場所である町民会館グラウンドの収容可能人数は、約1万4,000人と見込んでおりますが、真夏に大規模な地震が発生した場合において想定される観光客が避難場所に避難することは可能と考えております。

大規模な地震が発生した場合には、道路の損傷や鉄道の運休など交通手段に大きな影響が及ぶおそれがあり、観光客が帰宅困難者となる可能性は大いにございます。

町といたしましては、観光客が自宅等に帰ることができるまでの間、避難場所に避難した観光客に対して、情報伝達や食料の提供など一定の支援をすることが必要になると考えておりますが、具体的な対応策につきましては現在検討中の段階でございます。以

上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

町民グラウンドへ観光客が押し寄せるということを想定した場合、海水浴客ということで、多分水着の方が多いと思われます。そういった方が雨の中一晩過ごすのに、どのような対応が必要か、そういったことも含めて検討していただきたいと思ひます。

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-4、新設された内海防災センターですが、飲料水、非常食、毛布、ストーブ等、最低限の備えは即必要と思われますが、今後の対応はどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

新設された内海防災センターには、非常時の情報伝達手段である無線、インターネット環境、会議机などの備品は整備してございます。議員の言われる飲料水や非常食などの備蓄物資は備えていませんので、種類や量、保管場所、購入時期等について、計画的に進めていくためにも、備蓄計画を早急に作成したいと考えております。

なお、クラッカーやアルファ米などの非常食は、現在役場本庁、各サービスセンターに保管してございますが、今後分散して配備していく考えがあることから、現在内海サービスセンターにあるクラッカーやアルファ米などの一部を内海防災センターのほうにも移していきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今の分散して配置するというのは、大変いいことだと思ひます。ぜひ、よろしく願ひたいと思ひます。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問２－５、近年、町医者 of 激減により災害時の医療体制も特定の病院に集中すると思われるが、町としてどのような対策を考えているかにつきまして答弁させていただきます。

御質問の趣旨は、災害時の医療の確保はどうかということだと思います。最大の被害想定に対しては、十分な医療の確保は大変困難なものになると危機感を持っております。

各避難所に傷病者が搬送された場合などを想定いたしますと、救護所となります南知多町保健センターをはじめ、臨時の救護所などに医師等から成る医療救護班が編成できた場合は、災害時の医療活動に関する協定書に基づき、トリアージ、応急処置、搬送の指示などの協力を得られることとなっています。

トリアージとは、負傷者を重症度、救急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることでございます。

また、災害対策本部から災害派遣医療チームDMAT（ディーマット）の派遣を要請することができます。

知多厚生病院は、災害拠点病院の指定を受けておりまして、本町との間で災害時連絡調整員の派遣の協定が結ばれております。発災時には、知多厚生病院から本町へ職員が派遣され、トリアージにより病院での治療が必要な患者の受け入れについて連絡調整を行うことになっております。毎年、災害拠点病院連携訓練が実施されておりまして、本年は10月21日に予定をされております。

さらに、負傷者の受け入れが難しい場合、知多半島圏域や愛知県での調整が必要となり、広域での搬送を想定した訓練も県下で実施されているところがございます。

なお、災害時の協定は、歯科医師会、薬剤師会とも締結しておりまして、それぞれの医療協力、災害時の医薬品等の供給について、連携訓練の参加も協力をお願いしているところがございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

医療協定、当然災害拠点病院として私たちがまず頭に浮かぶのが厚生病院ということなのですが、これもいろんな想定をしてまいりますと、夜、災害が起きた場合に、当然厚生病院としてもお医者様が常駐しているわけではございません。いろんなところから駆けつける場合を想定したときに、果たしてそれだけの、美浜、南知多両町をさばけるほどの人が集まるのかどうか。

そして、ここの保健センターに先ほど地域の病院関係の方が集まると言いましたが、最悪の場合を想定した場合、多分集まらないと思います。被害想定として1,800人を果たしてどうしたら、まずは診ることができるのか、そういったことも含めての対応としまして、今トリアージと言いましたが、民間での簡易トリアージということもテレビ等で聞いておりますが、そういったことで民間の何かできること、やれることを想定はしてみえるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

今、議員がおっしゃられました、通常の災害時の医療協定に基づいたものでは対応できない、そういう状況に陥った場合にどういうことになるのかということであるかと思いますが、言われるとおり、実際そういう状況になったときにどこまで機能できるかということは非常に難しいことがあるのかなと考えております。

そういう意味で、住民の方々の中にもそういう医療知識をお持ちの方だとか、例えば看護師の方だとか、そういう方もお見えになると思いますので、そういうときには、その方々に協力をお願いする必要があるのかなというふうに考えております。

そういうことに対して、今後どういうお願いがしていけるのかということも踏まえて、今後検討をしていきたいとは思っています。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひよろしくお見えになりたいということで、地域の住民の中にはすばらしい能力を持った方がたくさんお見えになると思います。無線のできる方、消防経験者、そして今言っ

た医療関係に従事していた方、OB、OG、そういった方たちを例えばリストアップして、いざというときに連絡体制がとれるか、そういった地域の力をもっと活用するような形もぜひ一緒になってやっていけたらと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問3、復興に向けての御質問のうち、3-1と3-4は私、総務部長から、3-2は建設経済部長から、3-3は厚生部長から答弁をさせていただきます。

それでは御質問3-1、BCPについて、災害後を見据えて事前に取り組んでいること、今後の予定も含めてどのように考えているかについて答弁をさせていただきます。

業務継続計画（BCP）とは、災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や、対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画でございます。

行政が被災し資源制約下であっても、災害発生後において適切に業務を継続させるための体制をあらかじめ備えておくことが重要でございます、町としましても策定すべき計画であると認識しております。

これまで町では、県主催のBCPの策定研修を職員が受講するなど準備してまいりました。今後は、策定に向けた具体的な作業を進めていく段階で、今年度末までに策定する予定でございます。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

BCPについて私の知識では、企業がどうやって災害後に立ち直るかといったことで、あらかじめ仕入れ先の複数化、また顧客に御迷惑をかけないためにもライバル会社からの納品を優先して、復興後にまたお客様との正常な取引を進める、そういった意味で企業が持続していくための方策と考えております。

自治体は自治体なりのいろんな方策もありますし、またこの避難所対応とかいろんなことに当てはめると、私たちが避難所運營業務、いろんなことでやる中でのペットの

持ち込みはどうするのか、いざ避難所を開設したときにそういった人が来たときには、もう既にマニュアルができているような形、そういった意味でこのBCPを大いに活用していただきたいと思っております。

今、いろんなところで女性のこういった地域の防災にかかわる人も少ないんですが、当然半分以上は女性の方が避難してまいります。そういったときに、女性のためのいろんなものを配付する。変なおっさんが配るんじゃなくて、やはり女性がきめ細かい対応をできるような、そういったことは地域の住民の声をもっと反映しないとできないと思いますので、ぜひそういったところで住民と一体となった話し合いのできる場をつくっていただきたいと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問3-2、復興の中で町民の仮の家としての仮設住宅は、各地区で何軒を予定していますか、また設置予定場所は確保できていますかにつきまして答弁させていただきます。

仮設住宅につきましては、愛知県が行った愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果から、本町では254戸の仮設住宅が必要とされております。

現在、本町では安全性を考慮し、津波浸水区域には建設しないという考え方のもとに、各地区に建設するというにとらわれず、公共用地で建設可能な設置場所として、旧新運動公園用地、町運動公園、町民会館グラウンド、町総合体育館の4カ所を選定しております。

なお、それぞれの仮設住宅建設可能戸数は、旧新運動公園用地で220戸、町運動公園で113戸、町民会館グラウンドで118戸、町総合体育館で32戸、合計で483戸の仮設住宅が建設可能でございます。

愛知県が行った調査結果から導かれました本町に必要な仮設住宅の戸数254戸を上回る数の仮設住宅が建設可能となっております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

大変いい情報をいただきありがとうございます。

この分厚い南知多町地域防災計画をのぞいてみたんですが、仮設住宅に関してはまだまだ整備されていないような感じだったもので、今回質問させていただきましたが、既に用地とこういった戸数まで含めたものが準備されていることで安心いたしました。ありがとうございます。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問3-3、ボランティアの受け入れは社会福祉協議会と聞いているが、町としての協力体制はどのように考えているのかにつきまして答弁させていただきます。

議員の言われるように、ボランティアは、被災者や被災地の復興支援において重要な役割を果たしてくれると考えております。

町では、大規模な災害が発生した場合において、円滑かつ効果的なボランティア活動を推進するため、南知多町地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を、本年3月29日に南知多町社会福祉協議会と締結しております。

この協定に基づきまして、南知多町社会福祉協議会に、ボランティアの受け入れや活動依頼などを行う災害ボランティアセンターの運営主体となってもらうことを考えております。

町としましては、災害ボランティアセンターの設置に当たっては、南知多町社会福祉協議会と相互に協力して、ボランティア活動に必要な資機材等を確保することとしております。

また、被災者の避難先や、被災状況、その他災害ボランティアセンターの運営に関し必要な情報を、南知多町社会福祉協議会に提供するなどにより、災害ボランティアセンターの運営に協力していくものと考えております。

なお、原則として災害ボランティアセンターの設置に関し必要な経費については、町が負担することとしております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ボランティアの活動というのは、近年、災害が起きるともう翌日には集まってきて、手伝ってくれるというようなものを、私たちもマスコミを通じて見てきております。

私も過去に床上浸水、複数回体験しておりまして、その後の畳を乾かす、家具の持ち出し、大変な苦勞を思い出しておりますが、家の中にああいう土砂等が流入した場合でも、ボランティアが駆けつけて、スコップを持って、一生懸命かき出してくれる、あの力は本当に、特に今後高齢者世帯が多い中で、あしたへ向かっての勇気をもらえる素晴らしい活動だと思っております。

そのためにも、即日から受け入れ体制、そして配備体制、そういったものができるように、社会福祉協議会が主というものの、町、また私たち住民にもできることが当然あると思います。そういった体制を含めて構築していただいている中に、私たち住民も入れていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問3-4、住民の意見を取り入れ、防災を加速させるためにも、合同の防災準備委員会（仮称）を立ち上げる考えはあるかについて答弁をさせていただきます。

災害発生時の被害を最小限に抑えていく防災の取り組みや、被災した地域を回復させる復興の取り組みでは、町民との協力が不可欠であり、対策を効果的に進める上で、町と住民が一体となって動いていくことは重要だと考えております。

町といたしましては、これまでも各地区の自主防災会や連絡協議会などと、日ごろから意見交換を継続して行っており、御意見等を賜りながら自主防災会等への補助金など、各種施策について検討、実施してきたところでございます。

これからも今までと同様に、御意見等を賜りながら進めていく方針には変わりなく、町主導で新たに防災分野での協働に関する組織を立ち上げる考えはございません。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今までの私の質問の中に一貫して、自治体に何を求めるというのではなく、住民と一緒にやっていきたいと思いますという呼びかけを入れていると思っております。

そういった中でいろんなものを読みあさっておりますが、やはり避難所では住民がお客様ではなく、地域が自分たちのあしたのために、どうやったら自分たちでいい避難生活ができるだろうということを、本来やっていくべきだと思っておりますが、中にはやはり役場の職員は何をやっておるんだとか、何ができるんだ、御飯はまだか、そういった一方的な声も聞かれるのも現状であると思っております。

そういったことを踏まえて、この南知多、たまたま人口がどんどん減ってきておりますが、その分地域の方がずうっと根づいた方たちばかりです。コミュニティーもまだまだしっかりしていると思っております。そういった中での取り組みを一つ提案すれば、まとまりは早いと思っております。

B C Pの中で、避難所ではこうしたらいい、ああしたらいいということもいろいろお伺いもしましたし、今後そういったことを取り入れていっていただきたいということで、当然自治体主導、役場が主となってこの会をつくっていくということは私も考えておりませんが、地域で何かやはりこの避難所のある特定のことにに関して、プロジェクトチームというところちょっと大げさですが、そういったものを形づくっていく中で、私たちだけがつくるのではなく、役場と一緒に、南知多町を日本一安全な町として切りかえるのが今じゃないかと思っております。

ぜひ、今後の方向に向かって、私たち住民も一生懸命安全に向かって、それは自分たちが助かるため、家族を助けるため、周りの者を一緒になって助けるための大きな目的ですが、そういったことをどのように今後検討していくかを、町長もちょっと御意見をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今まで服部議員の質問全体を通じまして、町のみならず地域の連携が必要だということを核にあっての質問だということは理解して、ありがたく拝聴しておりました。

私ども南知多町は、おかげさまで各地区に自主防災組織が立ち上がりました。それぞれの自主防災組織に地区の個性があふれているような形がございます。

先ほどの総務部長の答弁でもございましたけれども、これまでも各地区の自主防災組織とうちの防災安全課は、かなり密に連絡を取り合いながら進めていると思います。

そして、先ほど議員がおっしゃった各地区にすぐれたタレントがおるよというものの形を実現したのが、豊浜で最後に立ち上がっていただきましたが、看護師さんも入っておみえになられますし、それから電気屋さん、工事屋さん入って、各種いろんなタレントを集めた自主防災組織を豊浜はつくっていただきました。

そういうものを知っているのはうちの防災安全課でございまして、それぞれの地区にある自主防災組織のそういう個性を、南知多全体の自主防災組織のあり方も含めまして、全ていいところの最大公約数的なものの議論をする場所として、今の御提案が生きるのかなと思いますが、各自主防災組織の成熟度に合わせながら、我々が必要だと思ったら、町主導とかそういうことにこだわらず、つくっていく必要もあるかもしれませんが、現在のところ、できるだけ自助の各防災組織の中に多くの町民の方々が入っていただいて、その裾野を広くしてもらおう。

自助の力に対しまして非常に大きく期待しているところでございまして、全体での会議というのは総務部長が答弁したように、ころを見計らいながら、必要だと思うときに、ぜひ皆さんとの協働連携の深さを増していかなければいけませんので、そういう意味では必要かなあということを考えておりますが、現在の段階では総務部長の答弁した段階であります。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

あしたに向かってのいろんな希望を託した言葉と理解しております。

今後、防災、災害に対するという意味で、より早くその準備を整えるためにどうしたらいいかということも含めまして、当面は自主防災会との接触のところ、防災安全課、課長並びに部長、町長も時々は顔を出していただきながら、そういった面でいろんな話をわいわいがやがやとブレインストーミングをやっていきながら、そういった形をつくっていったらと思っておりますので、また一緒になって前へ進んでいきたいと思っております。

一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

議長より許可をいただきましたので、内海川水系の水害予防対策についての一般質問をさせていただきます。

壇上においては通告書の朗読とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

内海地区では、忘れたころにたびたび水害が発生しています。近いところでは、平成24年9月30日の台風17号の襲来が満潮時と重なったことにより、内海の中前田地区、亥新田地区等に家屋浸水の被害が報告されています。

内海地区は全体的に高低差の少ない地域で、満潮時と重なることにより、被害が拡大する傾向が強い地区となっており、住民は大雨が降ると安心して眠れない夜を過ごすことも多々あります。

さて、ことしの梅雨末期から夏にかけて、日本各地でゲリラ豪雨による河川の氾濫や、洪水により家屋の流出が起こるなど、想定外の被害をこうむっている地域がたくさん発生したことは記憶に新しいところであり、ニュース映像から「初めて」という言葉が数多く語られていました。南知多町においても、発生のあると認識しなければならぬと考えます。

このような背景に基づき、南知多町でも氾濫が想定される河川水系の把握と、その対策について抜本的に構築することが必要と考えます。特に、これまで数多くの水害に見舞われた内海地区の二級河川内海川を本流として、支流の浜田川やそれに流入する多くの水路を含めて、内海地区の全体的な水害対策を講ずる必要があると考えますので、以下の質問をします。

1番、本流である二級河川内海川の改修工事は愛知県が施行すると思いますが、現在の計画や工事予定と、その内容について把握しているか。

2番、昭和61年度に中橋下流まで拡幅工事が行われていますが、その後30年以上も工事を行わない理由を把握しているか。

3番、浜田川は、大潮の満潮時に氾濫することがあったが、その理由と対策は立てられているか。

4番、冠水する地域に対して強制排水設備の設置等、住民が安心して生活できるような対策を行う考えはあるか。

5番、高潮による浸水対策として樋門操作が有効と考えるが、樋門操作を行うに当たり、誰の責任において誰が操作する等のマニュアルは作成されているか。また、作成されているのであれば、訓練以外で実施した事例はあるか。

以上ですが、再質問については、自席においてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-1、愛知県の行う内海川の河川改修工事の計画や工事の予定、またその内容について把握しているかと、御質問1-2、昭和61年度に中橋下流まで拡幅工事が行われていますが、その後30年以上も工事を行わない理由を把握しているかにつきましては、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

愛知県による内海川の河川整備は、昭和49年の災害を機として、昭和49年から昭和51年にかけての災害関連事業により、名切橋付近の上流部まで河川改修工事が行われました。

また、昭和50年度から昭和63年度にかけて、小規模河川事業により、家屋の連担する下流部において河川改修工事が行われました。

その後、平成8年度に内海川水門を前に出し、改築し、あわせて周辺護岸の整備、平成18年度に内海川下流の千歳橋を改築し、あわせて周辺護岸の整備、平成21年度に内海川水門の遠隔操作化と耐震対策工事が行われました。

そして平成26年度から平成27年度にかけて、下流の残り部分である千歳橋の下流左岸側の河川改修工事が行われました。

今後の整備予定としましては、平成28年6月に策定された内海川水系河川整備計画に基づき、おおむね30年間で整備を進めていきます。

その内容は、河道拡幅、河床掘削、堤防のかさ上げにより、降雨による洪水を安全に流下させることを目標としております。

また、あわせて第3次あいち地震対策アクションプランに位置づけた内海川水門の2回目の耐震対策を行います。この耐震対策工事については、今年度に工事着手する予定

でございます。

議員の御指摘の中橋付近の河川改修工事については、中橋の改築と周辺護岸を改築する事業ですが、一部の用地の買収後、残りの必要な用地の買収ができないため、平成18年度以降は事業がとまっております。この事業については、今後改めて見直された設計により、再度地元説明を行うこととなっております。

中橋の改築と周辺護岸の改修の事業が進んでいない理由は、事業用地が買収できていないこと、現地盤より橋の高さを上げるため、道路との取りつけなどの設計に困難をきわめていること、国費補助事業採択のため内海川の河川整備計画が新たに必要となり、計画作成に時間を要したことです。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

先ほど、答弁の中で、平成28年に河川整備計画が策定されたということをおっしゃられました。平成26年度に愛知県の知多建設事務所河川港湾整備課が内海川流域における河川計画づくりについてのアンケートというのを2回行っております。

そのアンケートの結果に基づいて、例えば地元住民の要望だとかそういったものが入り入れられた工事計画になっておるのかどうかということをお答えください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

御質問の内海川流域における河川計画づくりについてのアンケート結果を踏まえての整備計画となっているかという御質問に対してお答えさせていただきます。

内海川の流域河川計画の策定に当たっては、議員もおっしゃるとおり、愛知県において地元アンケートを2回実施しております。アンケート結果につきましては、第1回目のアンケートでは、75%の人が水害に対する不安を感じており、60%の方が治水整備を優先することを望んでいるという結果となっております。また、2回目のアンケートでは、河道拡幅、河床掘削、堤防かさ上げなどの整備内容を記載した河川整備計画原案を提示し、今回の案の内容でいいので早く整備してほしいとの回答を65%の方からいただいております。

愛知県においては、このアンケート結果を踏まえて整備計画を策定しているところ
でございます。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

片山議員。

○3 番 (片山陽市君)

アンケート結果を踏まえて整備計画を策定されたということになっておりますが、大勢の方が不安に思っておるという状況の中で、現在の河床高は計画の河床高とどのぐらい差があつて、実際に現在の河床高は計画河床高に近づいておるのか、あるいはかなり埋まっておる状況なのか、そのあたりについてお聞きしたいです。

○議長 (藤井満久君)

建設経済部長。

○建設経済部長 (鈴木良一君)

御質問の現在の河床高と計画の河床高の差異ということでございますので、答弁させていただきます。

河川整備計画では、整備を予定している区間で、現況の計画河床高にするため、現在の1.5メートルから2メートル程度掘削する計画となっております。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

片山議員。

○3 番 (片山陽市君)

掘削する計画になっておるということで、少し安心をしますが、工事の計画が30年後の完成ということで、かなり先の話になると思います。それまで本当に内海地区の住民は安心して生活ができるかできないかということをよくよく考えていただいて、一日でも早く工事が終わるように県に強く要望していただきたいと思ひます。

次の質問、お願いします。

○議長 (藤井満久君)

建設経済部長。

○建設経済部長 (鈴木良一君)

それでは、御質問1-3、浜田川は大潮の満潮時に氾濫することがあったが、その理

由と対策は立てられているかにつきまして答弁させていただきます。

御質問のとおり、浜田川は台風などによる豪雨発生時において、大潮の満潮時と時間帯が重なると、たびたび周辺道路が冠水することは、町としても認識しております。

その理由としては、浜田川周辺の土地が低いことや、大潮満潮時や台風の気圧低下による海面上昇から生じる異常潮位といった条件が重なったときに、川からの水が海に流れ出ないことが上げられます。

対策としましては、今年度より浜田川の一部において河川護岸のかさ上げ工事を実施しており、既に今年度工事分においては発注契約済みであります。

また、本年8月7日、台風5号が東海地方に接近した際は、夕方の大潮満潮時において、内海川水門の開閉操作により水位調節を行い、道路冠水を防ぐことができましたので、今後も引き続き実践していきたいと考えております。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

浜田川の工事が現在発注済みであるということで、これから継続して氾濫対策を行っていただきたいと思いますと思いますが、その中で先ほど内海川の河床が1.5から2メートル高いという関係で、内海川に浜田川が合流している部分、そこをもし内海川が1メートル50から2メートル掘削をされた場合に、浜田川と段差ができる格好になりますので、浜田川についてのしゅんせつ計画、掘り下げる計画はあるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

御質問の浜田川の計画でございますが、現在浜田川につきましては、先ほど答弁させていただきました護岸のかさ上げ及び内海川の水門の開閉操作によって氾濫防止に努めているところであります。

川底のしゅんせつ、いわゆる河床の掘削等の計画は現在のところございません。

今後は、合流する本流の内海川の事業計画や整備状況を踏まえながら、浜田川の改修計画を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

わかりました。県の工事と同調してやっていただけるように心から希望しております。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1－4、冠水する地域に対して強制排水設備の設置等、住民が安心して生活できるような対策を行う考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

内海川水系の冠水対策としましては、河川の改修や護岸のかさ上げ、内海川水門の開閉操作による水位調節により、道路や民地への浸水防止を図ってまいります。

御質問にありました強制排水設備の設置等の計画は現在ございませんが、河川護岸の改修後の状況を踏まえまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

今現在、計画がないけれども、これから考えていくということでもありますけど、南知多町地域防災計画の15ページ、第2編第2節雨水出水対策の(2)において、浸水災害が発生しやすい市街地に、ポンプ場の新設または改修を行い、被害を未然に防止するというので、ポンプ場を新設しますとこちらのほうにうたわれておりますので、具体的にどの地域を検討しておるかとか、そういったことがわかりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

御質問にありました具体的な場所ということですが、強制排水施設につきまして、先ほども答弁しましたとおり、現在具体的な計画はございませんが、愛知県が計画する内海川の河川計画の詳細な事業計画ができましたら、合流する浜田川など町管理

河川につきましても、排水設備を含め改修に向けて検討していきたいと考えております。

町としましては、本流である内海川の改修が最優先と考えております。今後は、愛知県に対しまして早期の事業着手及び早期完了に向けて要望していきたいと思っておりますので、議員さんのほうの御協力もよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

わかりました。それでは、早急に計画を策定していただいて、一日でも早く計画が実行できるように努力をしていっていただきたいと思ひます。

それでは次の質問、お願ひします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-5、内海川水系の高潮浸水対策に対して樋門操作マニュアルが作成されているか、また訓練以外で樋門操作を実施した事例はあるのかにつきまして答弁させていただきます。

高潮浸水対策として、内海川水門を操作することについては、内海川水門操作マニュアルと内海川水門操作に係る取り決め事項を定めております。

その中で水門の開閉においては、内海地区区長会長ほか関係区長2名、内海地区の漁協理事、消防副団長、町災害対策本部班長からなる内海川水門操作協議会を平成25年12月17日に設置し、その協議会の協議に基づき、災害対策本部町である町長が決定することとしております。

誰が操作するかにつきましては、本庁の横にあります防災ステーションからの遠隔操作において、町職員の防災ステーション担当が、現地にいます消防団と連携して操作を行います。

また、訓練以外で内海川水門を操作した事例でございますが、本年8月7日に襲来した台風5号による高潮浸水対策で、大潮の満潮時が台風の接近時間に近く、高潮注意報が発令されたため、満潮時間を挟んだ3時間について内海川水門を閉鎖したことで、高

潮による浸水対策に効果のあった事例がございます。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

先ほど説明のありました内海川樋門操作協議会、こういったものがあるということは存じておりますが、こういった協議会は南知多町内のほかの河川、ほかの樋門についてもあるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

御質問にありましたほかの地域ということでございますが、現在内海川水門以外の樋門につきましては、樋門操作協議会を設置しておりません。

ほかの河川の樋門操作につきましては、地元区長さんなどからの要請や協議により、町長の判断で実施しているところでございます。

ほかの樋門操作につきましては、地元から樋門操作協議会の設置の要望があれば、こちらのほうとしても検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

先ほどの答弁の中で、遠隔操作により水門の開閉を現地の消防団あるいは現地で待機しておるどなたかと連絡をしながら、水門の操作を行うということでもありますけれども、こういった連携ということになりますと、相当かなり頻繁に訓練を行わなければいけないというふうに考えております。

そんな中で、9月4日付で「お知らせ」というふうに来ました樋門の操作、9月24日午前9時から12時に樋門の操作を行いますよというお知らせが来ております。これは、津波災害に備えということになっておりますが、高潮対策あるいは水害対策に備えてのこういった樋門の操作の訓練というのは、実際には実施しておるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

樋門操作の訓練でございますが、内海川樋門の内水位と外水位の情報につきまして、防災ステーションにおいて樋門操作システムモニターで、現地調査員において現地にある遠隔操作盤のデジタル表示と河川護岸にある水位表示で確認すると、今現在しております。

この操作につきましては、消防団と町職員の樋門操作担当者が現地におきまして2カ月に1回、町職員防災ステーション担当については遠隔操作システムの操作につきまして4カ月に1回定期訓練ということで実施しているところでございます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

遠隔操作ばかりでなれてしまうと、多分線がつながって操作するんだろうと思えますけれども、そのふぐあいの方が一あった場合、そういった場合の対応マニュアルというか、そういった対策は立てられていますか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

操作マニュアルということでございますが、内海川水門の操作につきましては、原則水門の周辺を安全確認した上で、消防団による現地での操作を優先することとなっております。

樋門の操作に当たって、現地のほうに操作マニュアルが操作盤のほうに設置しているものでございます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

先月の台風のとくに、夕方満潮時、ほぼ6時ぐらいだったと思いますが、自分も浜田

川だとか内海川を見に行きました。水門が閉まっておるといふ状況を実は知っていなかったもので、意外に水位が低いなあというふうに感じました。水門を閉めたことが非常に効果があったんだろうというふうに考えます。

これからも、そういった形で樋門のことも含めて計画等々をやって、内海地区の水害を減らしていかなければいけないんですけども、内海地区においては、水が全て海に放流するところが内海川一点に集中しております。その内海川を改修しない限り、地域の水害はなくなっていかないんじゃないかなというふうに考えます。

あるいは、内海川が改修できる前に、例えば都市下水路か何かを築造して、新たに違うところで放水するとか、都市化が進んで水が川に一点に集中するんじゃなくて、どこかで滞留できるような、今までは田んぼがたくさんありましたけれども、そういったものが埋め立てられておる現状を見ますと、調整池だとか地下調整池なんていうのも検討していかなければいけないんじゃないだろうかなあというふうに考えております。

とにかく、一日でも早く内海地区の水害が全くゼロになるように心から希望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

以上で、片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は午後1時までといたします。

〔 休憩 11時44分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。壇上では、この一般質問の朗読と一部資料をお示ししたいと思っております。

さて、町長、町議会議員は、全ての町民の皆さんへ、その政策に対してそれぞれが責任を負うものでございます。選挙は民主主義の基本です。町民にわかりやすい南知多町の選挙制度にするために、本町においても選挙公報発行に関する条例・規程を制定する必要があると考えます。

公職選挙法では、第1条の目的に、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって

公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするとし、第6条では、選挙管理委員会の責任として、市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとしています。そのために、第172条の2において、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができるとしているのです。

そこで、次の質問をいたします。

1. 南知多町以外の知多半島の5市4町では、選挙公報発行に関する条例・規程などが既に15年以上前から整備されております。なぜ、今まで南知多町だけが選挙公報発行のための条例・規程が整備されてこなかったのか。

資料をお見せします。

これは、美浜町の平成27年度の実例の選挙公報でございます。

立候補者が最初に届けを持ってくるときに、この自分のスペース分だけを書いて、そして自分の政策と経歴や、それから思いを手で書こうが、鉛筆で書こうが、パソコンで打とうが、適当に要するに自分でそれを書いて、これを示すと。これが美浜町の選挙公報でございます。

2. 私が7月18日に申し入れた南知多町の選挙公報の発行と配布ができる制度の設置を求める要請書の中の2点、そのうち1点目の公職選挙法172条の2の規定に基づき、南知多町選挙公報発行に関する条例・規程を設置してください。2点目の条例・規程の整備は、遅くとも約2年後の南知多町長選挙で実施できるよう提案、審議できる準備を進めてくださいについて、町長はどのように考えておられますか。

3. 選挙公報を発行することは、南知多町の町長、議会選挙における民主主義の発展、前進です。私は、議会としての積極的協力が必要であると考えております。町長、当局はどのような形で考えておられるのでしょうか。

2番目に行きます。

平成30年度から国保の都道府県化がスタートいたします。現在の準備状況と制度改正に向けて、その課題と問題点をお聞きします。

1. 30年度から国保の都道府県化に向けて話し合われる県国保運営協議会及び全県全体市町村会議（課長会議）等の進行情報を、その都度わかりやすく、議会、町民に具体的に知らせる責任があると考えますがどうか。

2. 平成29年2月27日の全体市町村会議（これ課長会議）では、30年度を見越して、

試算が出されております。1,700億円がこのときはまだ投入されておられません。愛知県の1人当たりの納付額の試算では、南知多町は27年度試算で14万2,605円であり、29年度試算は15万427円となっております。28年度調定額は、11万1,997円は医療と後期分であります。先日、当局からもらいまして、約12万ちょっとというふうな形だそうであります。今でも、県の一、二を争って高く、今後も明らかに増加の傾向であります。

この2月に県が示した試算内容を町としてどのように分析し、メリット・デメリットへ、どのような予想、対応を具体的に考えているのか。

3. 本年9月から30年1月にかけて、まだ時間があります。全体市町村会議や愛知県国保運営協議会で、1,700億円を入れた仮算定・本算定の保険料収納必要額及び納付金と標準保険料率が話し合われていきます。愛知県国保運営方針と都道府県国保条例として決められていきます。

南知多町として、言われた数字を当てはめるのではなく、適正な国保平準化を目指す本来の趣旨を明確にし、課長会議や愛知県国保運営協議会に納付金の増額を問題にすべきです。例えば激変緩和要請を積極的に表明する等の方法で、交付金補助増等の要請を積極的にする考えはあるのか。

4. 平成30年度の国保都道府県化について、南知多町国民健康保険運営協議会での審議、調整は、いつからどのような代表で何回実施されているか。今後の予定はどうなっているのか。

5. 愛知県の国保運営方針の策定は、あくまでも技術的助言であり、予算決定においての法定外繰り入れについては、各市町村の自主的判断を尊重するという確認、要請をすべきと考えるが、当局はどのような見解か。

6. もし、徴税方式が今の愛知県の4方式から3方式に変更された場合、どのような人たちにどのような影響があると考えているか。

7. 今までの7・5・2割等のさまざまな軽減措置の実施と同時に、住民税非課税世帯には、所得割をゼロとすべきではないか。

8. 平成26年度以降、低所得者向けの負担軽減を目的に国が支援してきた支援金は、南知多町においては毎年どのくらいあるか。この間、どのように負担軽減を反映させているか。26年で500億、27年で1,700億、愛知県では約93億円くらい来ているそうであります。

3. 学校給食費の無料化問題、一部補助の課題について質問いたします。

子育て支援の一環として、南知多町として給食費の補助を実現することが求められております。既に南知多町がさまざまな努力をしていることは存じております。それを踏まえて、さらに子供の貧困対策、子育て応援の立場から憲法の義務教育は無償の理念実現に向けて質問をいたします。

2016年12月議会における山下議員に対して、「学校給食法第11条の規定は、学校設置者と保護者の学校給食費における負担区分を明らかにしたものでありまして、そうはあるものの、学校設置者である自治体が給食に係る食材費を補助、負担することを禁止した趣旨ではないと捉えています。以上です」とした南知多町の立場は変わらないか。

同じく12月議会において、「基本的には、食材については保護者の負担をとということでもあります。けれども、町の補助を否定しているものではないというところで、現在まで補助を実施しております。来年についても、今、食品の高騰によって、うちの子供たちの数は減ってきている。そして、納入業者にとっては、他市町と比較しますと、遠方だということでも食材費が割高になる傾向もあります。そういったことも含めて補助の増額を検討していこうということで、具体的な金額は申し上げられませんが、今そういう検討をしておるといふことで御理解をいただきたいと思っております」という回答をしております。これまでも消費税アップで、当局の皆さんが給食費を上げないという努力をされていることは承知しておりますが、平成29年度は、食材費関係でどれだけの補助がアップされているのか、それは児童・生徒1人当たりになると幾らになっているのか。

3. 学校給食費の無料化施策についても、就学援助者以外でも家庭の子育てをしっかりと支援し、多くの子供たちを産み・育てることを応援するために愛知県、全国で進んでいる給食費の無償化、無料化、援助の拡大を目指すことが求められております。まず第3子などの一部からでも給食費の定額補助、無料化について、どのように考えているのか、よろしく願いいたします。

追加質問については、自分の席でやらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1、選挙公報の発行に関する条例・規程の制定についての御質問のうち、1-1、1-3につきましては私、総務部長から、御質問1-2につきましては町長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

御質問 1 - 1、南知多町以外の知多半島の 5 市 4 町では、選挙公報発行に関する条例・規程等が既に 15 年以上前から整備されています。なぜ、今まで、南知多町だけ選挙公報発行のための条例・規程が整備されてこなかったのかについて答弁をさせていただきます。

選挙公報につきましては、公職選挙法第 179 条において、国政選挙と都道府県知事選挙においては、必ず発行するものとしております。都道府県の議会議員選挙、市町村長選挙及び市町村の議会議員選挙においては、公職選挙法第 172 条の 2 により、その選挙事務を管理する選挙管理委員会は、条例で定めた場合に任意で発行することができるものとされております。

本町における検討の経緯でございますが、平成 14 年 3 月の選挙管理委員会で協議を行っております。その内容は、選挙運動期間が 5 日間という短い中で、遅くとも選挙期日の前日までに確実に選挙人の世帯へ届くようにしなければならないため、配布の方法をよく検討していく必要があるということの確認をしておりますが、条例の制定まで至っておりませんでした。

その後、平成 25 年 9 月から 3 回にわたりまして、選挙管理委員会の中で協議してまいりました。その結果は、選挙公報の作成については、議員の皆様にも深くかかわりがあるというものなので、議員の皆様にも御協議いただく必要があるというものでありました。

そのため、議員の皆様には、平成 25 年 12 月の議会議員全員協議会において、選挙公報発行事務の流れ、配布方法の案など御説明させていただき、御協議をお願いいたしました。その結果といたしましては、選挙公報発行に賛成される方が少なかったというふうに伺っております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

内田議員。

○5 番 (内田 保君)

ありがとうございました。

今、その経過は、当局もしっかりと努力をされているということはよくわかりました。

やはり、私たち議会議員として、政策が選挙は中心でございます。町民の皆さん方に、全ての一人一人の思いだとか何をやってもらえるのかと、そのことをしっかりと最低限

のことは公的な公報によって知らせて、そして皆さん方の判断を仰ぐというのが、やっぱりこれが民主主義の基本であるというふうに考えます。

それで、やはりなぜ、その点について合意ができなかったのかということについて、もう一度、少し詳しくお願いします。25年の全員協議会ですか、そのときの様子は。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

25年12月の議会全員協議会でございますが、こちらは選挙公報発行の目的と配布方法についての概略を当局のほうで御説明したということにとどまっております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

わかりました。残念な、なかなか合意が得られなかったということだというふうに、私、受けとめたいと思います。

やはり、議会とは、議員とは何かという、そういう問いかけだとか、認識だとか、そういうものを改めてしっかりと私たちはしていく必要があるなど、このように思います。未来の南知多を考えるためにも、選挙政策がしっかりしたような議会にしていきたいと思っております。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

御質問いただきました1-2、議員から7月18日に申し入れをいただきました南知多町の選挙公報の発行と配布ができる制度の設置を求める要請書の中の2点、そのうちの1点目でございますが、公職選挙法172条の2の規定に基づき、南知多町選挙公報発行に関する条例・規程を設置してくださいにつきまして答弁をさせていただきます。

選挙公報は、当該選挙におきまして有権者の皆様方が各候補者の氏名、経歴、政見などについて知る機会として一つの有効な手段だということは、私も同じ考え方を持って

おります。

選挙公報の発行に関する条例の提案につきましては、先ほど総務部長からもお答えしましたが、平成25年、同様に協議をいたしておりますが、民意の代表であられる議員の皆様方の御意見、これ条例ですと制定しなくてはなりませんので、議会の皆様方の御議決も必要になるわけでございます。また、実務的に、公報は選挙管理委員会が発行するものでございますので、選挙管理委員の皆様方の御意見も賜りながら、今後も検討をしていきたいと思っております。

御質問の2点目につきましては、技術的な面もございませし、選挙管理委員会の事務のこともございますので、総務部長から答弁させます。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-2のうちの2点目、条例・規程の整備は、遅くとも約2年後の南知多町長選挙で実施できるよう、提案、審議できる準備を進めてくださいにつきまして、答弁をさせていただきます。

南知多町長選挙で選挙公報を発行するためには、遅くとも平成30年9月議会で条例を制定し、予算措置をしなければいけませんので、選挙管理委員会で協議の上、なるべく早い時期に議員の皆様方に御説明させていただき、御意見を伺ってまいりたいと考えております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的な当局の姿勢で、やはり南知多町の民主主義を発展、前進させる糸口になるのではないかと、私期待しております。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-3、選挙公報を発行するについて、町長、当局はどのように考えているかにつきまして答弁をさせていただきます。

選挙公報は、候補者にとりましては、政策を広く有権者に示すことができ、有権者は候補者の政策を公平に比較できる有効な手段であると考えております。また、選挙公報を発行することにより、選挙への関心を高めることができると考えております。

しかしながら、条例の整備につきましては、例えば選挙期間が短いことによる配布手段の検討、印刷や配布に係る経費、候補者への手続の説明など、検討しなければならない事項がございますので、新しい体制のもと、改めて選挙管理委員会や議員の皆様と協議をさせていただき、検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

そして今、いろんな選挙の日程の時期やということを言われました。

1つ、私から提案です。

町長選挙が12月28日ごろにいつもやられていると。それで、やはり次の知事選挙にダブってしまうんだという、そういうふうな考え方もきっとあられると思いますけど、町長の任期は1月22日というふうにお聞きしております。なので、次年に入ってから1月10日くらいから選挙をやられても十分に間に合うことでございますし、かえって12月に選挙をやってしまうと、この前も町長さんとお話しさせていただいたんですが、負けた、落ちた候補者がいろんな正月の挨拶だとか、それからさまざまなところに出てくるということでは、やっぱりそれはおかしいんじゃないかということもちょっと指摘させていただきました。なので、実務上大変、知事選挙との関係の部分もあるかもしれませんが、やはり町長選挙の時期を少し、1月にずらして、そして21日までにそれを要するにやれるような、そういう施策なんかもやれると思うんですが、そこはどう考えておりますか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

町長選挙の選挙期日の関係でございますが、選挙期日につきましては、選挙管理委員

会で決めることとなりますので、可能性ということで答弁させていただくんですが、任期満了に伴う次回の町長選挙につきましては、通常、選挙期日は日曜日に設定をいたします。選挙人が一番投票しやすい曜日ということで日曜日ということでございますが、そうなってきますと、選挙につきましては、任期満了の30日前から行えるということになりますので、可能な日が12月23日、30日、あと1月6日、13日、20日の5日間となります。このうち12月30日は年末となります。また、1月6日につきましては元日が告示日ということになります。そういったものを除外していくと、3日の候補日となってくるわけですが、さらに1月13日は町の成人式が挙行されます。それから1月20日については、愛知県知事選挙の恐らく期日前投票の期間とかぶることになります。そういったことなどをいろいろ考慮していく中で、選挙管理委員会の中で選挙期日については決定していくということでございます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、知事選挙とかぶるということをおっしゃられましたけど、多くの自治体では、やっぱり2つの選挙を一緒にやるというような工夫もされている場合もありますので、また、この内容についてももしっかり議論していただいて、やりやすいような方法で、ぜひとも工夫していただきたいと、このように思います。

ありがとうございました。次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、御質問、国保の都道府県化の準備状況と制度改正についてのうち、御質問2-6と2-7は総務部長から、それ以外は、私、厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1、国保の都道府県化に係る県国保運営協議会及び全体市町村会議等の進行情報をその都度、議会、町民に具体的に知らせる責任があると思うがどうかにつきまして答弁させていただきます。

県の国保運営協議会については、県の所管であり、会議録等は県のホームページに掲

載されていますが、今後、必要に応じて情報提供していきたいと考えております。

また、市町村国民健康保険主管課長会議等の内容につきましては、その都度お知らせすることは考えていませんが、9月に各市町村に示される予定の納付金の試算結果を踏まえた上で、迅速に議会の皆様をはじめ、住民の方にも適切な情報提供をしていきたいと考えています。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

情報提供を適切にやっていきたいということで、ありがとうございます。

最初に、私が2月27日の情報を出してくださいと言ったら、この2枚しか出てこなかったんですね。本来は、ホームページに行きますと、これだけの情報が全部出るわけですよ、いっぱい。なので、やはり町民に対してわかりやすい情報の提示ということで、きちっとした形で、ホームページを見てくださいということではなくて、やはり今現在、国保税が上がるかどうかという大事な問題でもございます。なので、やっぱりしっかりとした情報提示をしていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-2、平成29年2月27日の全体市町村会議で県が示した試算内容を町としてどのように分析し、メリット・デメリットへのどんな予想、対応を具体的に考えているのかにつきまして答弁させていただきます。

今回の国保の都道府県単位化により、メリットとしては、財政運営が不安定な国民健康保険の財政基盤において安定化が図られることと考えています。

また、デメリットとしましては、2月に県が示した納付金の試算結果では、南知多町においては、1人当たりの納付金額が平成27年度と比較し7,822円増額となる見込みであり、1人当たりの保険料が高くなる可能性があるということになります。これは、本町の医療費水準や所得水準が相対的に高いことが主な要因であると考えています。

しかし、この結果は平成29年度予算ベースで試算していること、及び追加公費や激変

緩和措置を考慮していないため、あくまで参考数値として捉えています。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

確かに今、この数字は試算であると、そういう形で2月22日のときの資料があるわけですが、しかし、やっぱり一定増加傾向にあるというふうな傾向が示されておるわけですね。先月8月31日に、国に対して第3回目の試算を行っております。南知多町もそれに協力されて、そしてこの場合については、今言われたように1,700億円、今回の場合は1,200億円ですが、それを投入し、そして激変緩和などのさまざまな予算措置も入れて、そしてそれを一体どれだけの額になるのかということとは、ほぼ明確になってくるといふ試算でございます。

それなので、さまざまなデメリットが、またメリットのほうがかなり明らかになってくるんじゃないかというふうなことを思います。

だから、それぞれのこの4方式だとか3方式の問題もございますけど、南知多町に対して、この県の国保の担当者に聞いてみますと、4方式様式でも出していますよと。私が今言った15万円というのは、3方式の方式の額でございます。でも、それとは個別に、今、南知多町がやっている資産割を入れた4方式でも額を出していますということをおっしゃっております。その額をおっしゃってください。

(答弁に向けて数分間経過)

議長、時間がもったいないので。

○議長（藤井満久君）

後でよろしいですか。

○5 番（内田 保君）

はい、結構です、後で。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

これは私、県の担当者としょっちゅう電話で確認しておりますので、各個別の市町村に対して、今の市町村のやり方、2方式だとか、3方式だとか、4方式ありますけど、それぞれの県の3方式とは個別に出しておりますということをちゃんと確認しておりますので。だからそうすると、個別だともうちょっと4方式だと安くなるのかなあと思ったりなんかしたもんですからね、ぜひとも、それはまたよろしく願いいたします。

じゃあ次、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-3、本年9月から30年1月に向けて、1,700億円を入れた仮算定、本算定の保険料収納必要額及び納付金と標準保険料率が決められます。南知多町として、激変緩和要請を積極的に表明するなどの方法で、交付金補助等の要請を積極的にする考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

本年9月に提示される予定の納付金の試算では、追加公費1,700億円のうち1,200億円を含めるとともに、平成29年度予算ベースで計算していたものを平成26年度から平成28年度の平均所得の数値により計算することになっており、激変緩和措置なども含め、実態に近い数字になると言われています。

激変緩和については、この試算結果を受けて、本町において分析、検討を行い、県等との協議の中で可能な限り要望していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

この間、担当課長会議で、さまざまな激変緩和に関することだとか、それからいわゆる普通調整交付金などの問題を話し合ってみえると思うんです。そこの情報が私たちの側に伝わってこないもんですからね。だから、直接私は県の当局と話しする以外なかったんですね。それで、今度、普通調整交付金の約300億円を入れる、それから激変緩和として暫定措置で250億と特別調整交付金で100億を入れるわけです。恐らく、県の当局者に聞いてみますと、愛知県には1,700億円のうちの約93億円ぐらいが、約5.5%だそうですから、来るそうなんですね。こういうような、例えば激変緩和用の暫定措置のこの

お金について、当局と話し合っているのかどうか、ちょっとお聞きください。お願いします。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

そういった会議においては、基本的には県からの説明を聞く場所となっておりまして、直接協議等をするような機会とはなっておりません。そういった内容につきましては、事前にアンケート方式での回答とか、そういった形でやっておる状況であります。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

そのようなやり方自体がやっぱりおかしいということ、県に、南知多町として、やっぱり申すべきではないですか。

やっぱり南知多町の今のこの納付額、調定額は、非常に高いものがあるわけです。来年以降もこれ以上上げてもらってどうするんだと、そういう立場からやはり積極的に、ただ県からのお話を聞くという場面だけでなく、もっと交流する場をちゃんと、全県の課長会議ですからね。お互いに要するに話し合っ、うちの市町村はこんな困っていることがいっぱいあるんだということを県の当局と一緒に話合っ、うちにはもうちょっと今までは2億円しかくれなかったけど、3億円くれよと、そのような話し合いをもっとやるべきじゃないかと思うんですけど、そのようになりませんか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

2回目の試算が出たときにおきましても、今、議員が言われましたようなことがございまして、そのときに幾つかパターンがございまして、そのパターンの中でどれを選択したいか、そういうような議論もありました。そういう中で、南知多町にとりましては、最終的に決まった案では、余り有利とは言えないような結果でございました。

そういうこともございまして、町としましては、うちに有利なものでいきたいというアンケートというか要望も出しましたが、結果といたしまして、南知多町単独でやるわ

けではございませんので、全市町村の中でそれが、うちにとっては有利であっても、ほかの市町にとっては今度は有利ではないとか、そういう問題になってきて、上がる市町もあれば下がる市町もあるわけですが、一番変動の少ないところで落ちつくという形で決まった次第でございます。

今後につきましても、今、課長のほうからも話がありましたように、アンケート等で要望できるもの、それからアンケート以外でもこちらから要望できる情報が入ってくれば要望していきたいとは考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

昨日、県の健康保険の関係の当局とちょっと話をしましたところ、9月12日に白壁庁舎で市町村全体課長会議があるそうです。これが、いわゆる8月31日に国に出した1,200億円を入れた、そして激変緩和のいろんな250億、100億を入れた形での試算がある程度出されると。それで、また4パターンで出してくるそうです。

1つは、やはりどういう形かといえば、都道府県が定める一定割合でのパターン、それから自然増を含んだパターン、そして2%の単年度増のパターン、3%の単年度増のパターンと、4パターンを8月31日につくって出されております。やはり、県が4パターンは何か示さないようなしぶりも言っておりましたので、そうではなくて、4パターンのときに一体どうなってるんだということを、まだ議論の段階ですので、9月から最終的には12月、1月にかけて決められる段階でございます。だから、まだまだ南知多町に、南知多町だけが有利ということはいけませんけれど、だけどやはり、全ての調定額を見ても、例えば1人当たりの調定額は県1番でございます、28年度分は。医療分でも1人当たりは1番、支援分は24番、介護分は2番でした。これだけ高い、かなり一般会計からの繰り入れもしておりますけれど、やはり今回はチャンスなわけです。チャンスです、本当に。

要するに、一般的な県統一の方針としては、平準化はある程度目的にしておりますので、当局も。なので、その点をやはり、しっかりと突いて、当局との話し合い、県との話し合いをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

今、議員の言われるように、町から要望できることは要望していきたいというようには思っております。

ただ、今、お話のありました南知多町が一番高いというような状況が2回目の試算で示されたわけですが、これにつきましては、平成27年度の国民健康保険税とそれから試算の結果の税ということでの比較ということで、結果として高いという形になったわけですが、これにつきましては、今回の国が示してきている方策、そういうものも見ますと、要は医療費をできるだけ削減する方向を考えているということがございまして、年齢構成が本町につきましては比較的若い。若いといいますか、1次産業、2次産業の方が多々国民健康保険に入っておられるものですから、そういう意味で比較的本町の年齢構成が若いということがございまして、もともと医療費そのものも本町は高いわけですが、それ以上にその年齢構成が比較的若いということは、国の考え方でいきますと、医療費がもっと下げられるんじゃないかという考え方になるわけです。年齢の高い市町村におきましては、どうしたって医療費が高くなってまいります。ただ、年齢構成が比較的若い市町につきましては、まだまだ医療費が本来なら下げられるんじゃないかということもあって、医療費水準がうちはほかの市町と比べて高いという形になっております。

所得におきましても、他の市町と比較しますと、今、お話ししました1次産業、2次産業の方が多いということで、比較的他の市町よりも所得水準が高いという数字が出ております。こうしたことを踏まえて、結果として1人当たりの保険税が高くなってしまおうということになっているのが現状でございます。

こちら辺につきましても、今、議員が言われました激変緩和等の中で対応できるものがあれば、何とか対応していきたいとは考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これは、県のホームページにあるやつですけれど、今、厚生部長さんが言われたその中身とちょっと重複しますが、一部違うところがあります。

それは、平成26年度の南知多町の医療費の状況は24番です、県から。だから、医療費を余り使っていないということなんですよ、このデータで言えば。なおかつ、1人当たりの所得額は確かに高いです。前から10番目になっております、愛知県で。そして、また26年度の保険料の調定額の状況を見ると、4番目という形になっています。ただ、やはり南知多町はなかなか成績がよくて、別に保険料の収納率は14番目という形になっているんですね。だから、それほど要するに医療費は使っていないような状況があるにもかかわらず、やや高くなってきてしまうというのは、やはり、今おっしゃられた内容なんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

今、議員のほうから26年度の医療費が本町は比較的低かったという御指摘をいただきました。確かに26年度は余り高くなかったと考えております。ただ、27年度につきましては、27、28年の途中まで、この期間では非常に医療費が本町は高騰しておりまして、なかなか高い医療費となっているのが現状でございます。

○5番（内田 保君）

次、行ってください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-4、国保の都道府県化について、南知多町国民健康保険運営協議会での審議、調整は、いつからどのような代表で何回実施されているのでしょうか。今後の予定はどうなっているのかにつきまして答弁させていただきます。

国民健康保険運営協議会の委員につきましては、南知多町国民健康保険運営協議会条例第2条に、被保険者を代表する委員5人、保険医または保険薬剤師を代表する委員5人、公益を代表する委員5人と規定されています。全15人の委員により構成され、国保の都道府県化についての審議等につきましては、今までに2回、平成27年11月30日と平成28年6月22日に概要説明をさせていただいております。また、今後の予定につきましては、他の協議事項等の状況にもよりますが、今年度9月に示される予定の納付金の試算結果等を踏まえて10月下旬以降に2回ないし3回開催する予定でございます。以上で

す。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

やはり、住民に積極的にその情報をこの運営協議会の中で議論していただいて、やはりこれは上がりそうだと、これは何とかしなきゃいけないなという、そのような積極的な当局の皆さん方だけじゃなくて、運営協議会の皆さんと一緒にこの問題を議論していただきたいと思います。

あわせて、県の運営協議会が10月13日だそうです。2時から4時に行われます。この県の運営協議会に向けて南知多町の声ぜひとも上げていくためにも、この南知多町の運営協議会はやっぱりこれから常時やっていくと、12月に向けて。確かに何回もかかるかもしれませんが、情報が入るたびにチェックするということはできないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

今、議員のほうから、運営協議会の開催をその都度やっていってはどうかという御提案をいただいております。

運営協議会につきましては、今、説明させていただきましたように、お医者さんとか、公益を代表する委員の方、それから被保険者を代表する委員の方、こういう方々で構成されておまして、何回もというのはちょっと難しいかなというふうに考えております。現在、国民健康保険の予算といたしましては、3回分を計上しております。以上です。

○5番（内田 保君）

次、行ってください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-5、愛知県の国保運営方針策定は、あくまでも技術的助言であり、法定外

繰り入れについては、各市町村の自主的判断を尊重するという確認、要請をするべきと考えるが、どのような見解かにつきまして答弁させていただきます。

愛知県の国保運営方針では、法定外繰入金につきましては、決算補填金等を目的としたもののうち保険者判断によるもの、過年度の赤字によるものなどは平成30年度以降、計画的に削減、解消すべきものとなると思われませんが、これは県と市町村が一体となって国保に関する業務を共通認識のもとで実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう統一的な運営方針を策定するものであるため、この運営方針を参考に対応していきたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の法定外繰り入れについては、自治体で判断いただきたいというのが厚労省の答弁です。2015年4月16日衆議院本会議、17日の衆議院厚生労働委員会で、既に国の役人が答弁しております。

県の当局と私が非公式に確認したところも、あえて法定外繰り入れを禁止するつもりはないと、このようなことを言っておりますので、ぜひとも、そこら辺は自主的判断でよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、お願ひいたします。6、7一緒にお願ひします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、まず御質問2-6、算定方式が4方式から3方式に変更された場合、どのような人たちにどのような影響があるのかにつきまして御答弁させていただきます。

現在の4方式でございます所得割、資産割、均等割、平等割から資産割をなくし、3方式に変更した場合、他の3方式の税率に資産割相当分が振りかえられる形になりますので、今まで国保税の算定に占める資産割の額が高かった世帯では下がり、逆に国保税の算定に占める資産割の額が低い、またはなかった世帯では上がることとなると思ひます。

次に、御質問2-7、7割・5割・2割等の軽減措置の実施と同時に、住民税非課税

世帯には、所得割をゼロとするべきではないかにつきまして答弁をさせていただきます。

7割・5割・2割の軽減措置につきましては、所得の低い被保険者層に対し、その世帯内の加入者全員の所得合計に応じて、応益部分でございます均等割、平等割を軽減する趣旨の制度で、こちらは昨年度に続き、本年度も軽減判定でございます所得要件の金額を引き上げ、対象範囲を拡充したところでございます。

また、本町におきましては、現在、それら軽減措置のほか、低所得者対策として、減免制度として、条例・規則の規定に基づきまして、特別な事情など、生活保護世帯はもとより、例えば納税義務者及び被保険者の前年の合計所得金額の合計額が300万円以下で、同世帯の当該年の合計所得金額の合計の見積額が前年の合計所得金額に比べ、2分の1以下に減少すると認められる世帯で、その世帯の前年中の合計所得金額の合計額が200万円以下の場合は、その世帯に係る所得割額の全額を減免いたしまして、またその世帯の前年中の合計所得金額の合計額が300万円以下の場合は、その世帯に係る所得割額の2分の1を減免できるとしております。

なお、国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用に充てるための目的税でございます。被保険者間の負担の公平が図られるよう、一定の負担能力に応じた部分として設けております所得割におきましては、住民税非課税世帯という理由のみで、全ての所得割を非課税とするということは現在のところ考えておりません。以上でございます。

○5番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-8、平成26年度以降の低所得者向けの負担軽減を目的に国が支給してきた支援金は、南知多において毎年どのくらいありますか、この間どのように負担軽減に反映させてきたかにつきまして答弁させていただきます。

この支援金につきましては、低所得者対策のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じて、国から市町村へ財政支援をするものであり、平成26年度に193万5,231円、平成27年度に1,276万7,813円、平成28年度に1,216万4,833円を、一般会計において国保保険基盤安定負担金として受け入れ、低所得者の保険料軽減の補填分として、全額を国民健康保険特別会計へ繰り出し、国保財政の健全運営のために使用しております。以上

です。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

次の学校給食の無料化は、1、2、3全てをお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問3-1の昨年12月議会における山下議員の質問に対する私からの答弁における現在の認識につきまして、答弁をさせていただきます。

学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条には、学校給食に従事する職員の人件費及び学校給食の実施に必要な施設費、設備費、修繕費については、学校設置者の負担とし、それ以外の経費は、保護者の負担とすると規定されているところであります。

昨年12月議会における山下議員の質問は、この規定に係る私ども南知多町の認識について問われたものでありまして、学校給食法第11条の規定は、学校設置者と保護者の学校給食費における負担区分を明らかにしたものであるものの、学校設置者である自治体が給食に係る給食費の補助を負担することについて禁止した趣旨ではないと捉えている旨、私から答弁をさせていただきました。

当然のことながら、現在も同じ認識でありまして変わりはありません。

次に、御質問3-2の本年度は食材費関係でどれだけの補助がアップされているか、また児童・生徒1人当たりになると幾らになっているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

現在の学校給食費徴収金は、1人1食当たり、小学校で230円、中学校では260円を保護者の方からいただき、給食の材料費とさせていただいております。

29年度の予算額ベースでは、給食費徴収金の歳入総額5,914万5,000円で、歳出の給食に係る食材費、いわゆる賄い材料費は6,474万5,000円を計上しておりまして、その差額、いわゆる補助額としましては全体で560万円となります。

28年度予算額では、その差額は275万3,000円でありまして、したがって、29年度は28年度と比較しまして284万7,000円の増額となります。

児童・生徒1人当たりの補助額といたしましては、29年度におきましては、小学生で1人1食当たり約11円、中学生では約44円を補助することになります。

例えば一月20日として計算しますと、小学生では月額約220円、中学生では約880円の補助となります。

次に御質問3-3の第3子などの一部分からでも給食費の定額補助、無料化をすることについての考え方につきまして答弁をさせていただきます。

以前から答弁をさせていただいているところでありますが、本来、食費というものは、個人の負担に帰すべきものと考えております。基本的には、給食の材料費につきましては、今後も保護者に御負担をいただくものと考えています。

そうした考え方の延長線上での給食費の補助のあり方について考えてみたとき、例えば経済的な理由によりまして、お子さんの給食費の支払いが困難な御家庭への就学援助制度は別といたしまして、議員から御指摘いただきました第3子への補助など、一部の子供たちを対象とした補助制度を導入するのではなく、児童・生徒全体に対して補助することが望ましいものと考えています。したがって、第3子以降への給食費の定額補助、無料化及び全ての子供たちを対象とした給食費の無料化については、現在のところ考えていません。以上であります。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございました。

当局が努力されていることは、よくわかりました。

さて、今後、安倍内閣は10%の消費税を引き上げると、このように言っております。もし、給食費が10%引き上げられた場合、南知多町の皆さんもさらに努力していただきたいと思うんですが、ここはいかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

現在、補助をさせていただいておる理由が、今、議員が言われた消費税のことも課題となっております。26年4月に5%から8%に上げた際に、県内でも多くの市町が給食費を上げられました。しかし、知多管内では上げませんでした。その背景が、近く消費税が10%になる、また食材費に対する減免といますか、そういったものがどういった

ものになるのか不透明だというところで、値上げを見送った経過がございます。

今後は、10%になったときに知多の市町がどういうふうな形で話し合いを持たれるのかというところにもありますけれども、基本的に学校給食費について、材料費については、知多管内で歩調を合わせたいと。その中でうちの市町、非常に条件が悪い、遠方だということ、子供の数が少なくて給食費の材料費が少ないというところで、差が生まれてきた場合には、できる限り町のほうで補助を考えていきたいと、今のスタンスを継続できればなあというふうに教育委員会としては考えておりますが、何分材料費の問題がありますので、そういったところを財政当局と協議しながら進めてまいりたいと思っております。以上であります。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

大変、南知多町の教育委員会が子供たちのために、さまざまな食材費の問題も含めて努力されていることがよくわかりました。

今、この南知多町の中には、さまざまなやっぱり困難を抱えた子供たちや、それから家庭があります。義務教育は無償であるというのは、これはやはり憲法の基本的な理念でございます。

ぜひ、この問題が少しでも前進できるように、今のスタンスを広げながら頑張っていたきたいと思っております。私たちも大いに皆さん方を応援していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 14時00分]